

## 放課後等デイサービス暴行事件で代表の男に有罪判決「常習的で悪質」

2024年9月9日 14:30



したことをめぐり、宇津被告の兄が安全管理を怠ったとして業務上過失致死の罪に問われています。

障害がある子どもを殴るなどし、暴行などの罪に問われた支援施設代表の男に、大阪地方裁判所は懲役1年2カ月、執行猶予3年を言い渡しました。

大阪・吹田市にある、障害のある子どもを預かる放課後等デイサービス施設の運営会社代表の宇津慎史被告(61)は、2023年2月から4月にかけて施設に通う子ども2人の頭を殴ったり、頭突きをするなどした暴行などの罪に問われていました。

9日の裁判で、大阪地裁の中井太郎裁判官は「短期間に多数にわたり暴行を加え、常習的で悪質」「社会にとっても放課後デイサービスの利用に影響を与えた」とした一方で、「前科、前歴がなく、反省の様子が見られ、施設の閉鎖といった社会的制裁を受けている」として、懲役1年2カ月、執行猶予3年の判決を言い渡しました。

この施設では、利用者の男子中学生が送迎車から降りたあとに川で死亡